

大和市いじめ問題対策調査会規則をここに公布する。

平成27年3月27日

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市教育委員会規則第3号

大和市いじめ問題対策調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市いじめ問題対策調査会（以下「調査会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 臨床心理士
- (4) 学識経験者
- (5) 神奈川県教育委員会の職員
- (6) 児童及び生徒の保護者
- (7) 市立小学校及び中学校の校長

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 調査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、調査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 調査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 調査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、会議に参加することができない。ただし、調査会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(専門委員会)

第8条 調査会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定に基づき、市立学校における重大事態に係る審議をするために、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、第2条第1号から第4号までに掲げる委員（以下、「専門委員」という。）で構成する。

3 専門委員会に委員長を置き、会長が指名する専門委員がこれに当たる。

4 委員長は、専門委員会の事務を総理する。

5 調査会は、その定めるところにより、専門委員会の決議をもって調査会の決議とすることができる。ただし、専門委員会は、その決議について調査会に報告しなければならない。

6 前3条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「調査会」とあるのは「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

7 専門委員会の会議は、原則として非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、いじめ問題対策主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。